

令和5年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書のご案内

①市民税・県民税について

令和5年1月1日にお住まいの自治体で、令和4年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

越前市から転出された方

令和5年1月1日に越前市にお住まいの方は、1月2日以降に越前市外へ転出された場合でも、令和5年度の市民税・県民税は越前市へ納めていただくこととなります。転出先の自治体では課税されません。

死亡された方

令和5年1月2日以後に死亡された場合、納税義務は相続人に継承されますので、死亡された方の市民税・県民税は相続人の方に納めていただくこととなります。なお、当該通知が相続をされていない方に送付されているときは、相続人の方に通知書をお渡しいただきますようお願いいたします。

- 令和4年中に死亡された方・・・令和5年度の市民税・県民税は課税されません。
- 令和5年1月2日以後に死亡された方・・・令和5年度の市民税・県民税は課税されます。

②納付・還付について

納付書が同封されている方

各納期限までに、納付書により金融機関等で納めてください。納期限から20日を過ぎると督促手数料がかかります。また、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付書が同封されていない方

- 口座振替の場合、納税通知書1ページに記載の口座から各納期限日に引き落としいたします。
- 公的年金から特別徴収される場合、納税通知書1ページに記載の公的年金から天引きされます。各月の天引き額も記載されていますので、ご確認ください。

③税額の確認方法について

納税通知書1ページ目の「◎この通知で納める税額」をご確認ください。

- 差引納付額：今回の通知により納める税額（納付書又は口座振替）
- 年税額(①+②+③)：令和5年度中にかかる税額の合計
- 給与からの特別徴収税額①：毎月の給与から天引きされる分の税額（5月半ば頃、事業所に通知します）
- 公的年金からの特別徴収税額②：公的年金から年金支給日に天引きされる分の税額
- 普通徴収税額③：納付書又は口座振替で納める分の税額
- 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額④：上場株式等に係る配当所得、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等譲渡所得から徴収された市民税・県民税の額
- ④のうち充当額⑤：納めるべき税額のうち④から充当された額

問合せ 税務課(⑩税の窓口) (お手元に納税通知書をご用意のうえ、お問い合わせください)

課税内容に関すること 0778-22-3014

納税・還付に関すること 0778-22-3015



◀ Translation

翻訳したものをホームページ上でご確認ください。

※一部機種でご覧いただけない場合があります。

よくあるお問い合わせ

Q1 昨年度よりも市民税・県民税が高いのは何故ですか。

A1 以下の理由により市民税・県民税が高くなったと考えられます。

- ・令和4年中の所得が、令和3年中の所得よりも増えた場合（給与・年金・営業・農業・不動産・雑所得等について、昨年度の納税通知書と合わせてご確認ください）
- ・配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除等の所得控除をつけていない場合（源泉徴収票や確定申告書の控えをご確認ください）
- ・扶養につけた親族の合計所得が、扶養にできる限度額（48万円）を超えていることにより、扶養控除が否認された場合（扶養親族の所得については、扶養親族本人の納税通知書等をご確認ください）

Q2 普通徴収分を給与からの天引き（特別徴収）にしてもらえないでしょうか。

A2 届いた納付書を持参のうえ、会社の給与担当者に「給与から住民税を天引きしてほしい」旨をご相談ください。会社から越前市へ手続をしていただくことになります。なお、納期限を過ぎた分は特別徴収に切り替えることはできませんのでご注意ください。

Q3 今まで非課税だったのに市民税・県民税が課税となったのは何故ですか。

A3 市民税・県民税が非課税となる所得の条件は以下のとおりです。

均等割の免除	合計所得金額が{28万円×(扶養人数+1)+10万円}+16万8千円(扶養有の場合)以下の場合
市民税・県民税非課税	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得135万円以下の場合

※合計所得金額は納税通知書2ページに記載されています。

Q4 私は夫(妻)の扶養になっていますが納税通知書が届きました。何故ですか。

A4 扶養に入っている場合、A3の条件に該当しない場合は市民税・県民税が課税されます。

Q5 なぜ年金天引き（特別徴収）になったのですか。普通徴収に変更はできますか。

A5 年金天引きの対象となる方は以下のとおりです。〈次の要件をすべて満たす場合〉

1. 令和5年4月1日現在、65歳以上の人
 2. 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人
 3. 介護保険料が年金天引き（特別徴収）されている、または10月から年金天引きされる人
 4. 差し引かれる市民税・県民税が、支給される老齢基礎年金の金額を超えない人
（ただし、誕生月等によっては年金天引きではなく普通徴収になる場合があります。）
- 地方税法第321条の7の2に「公的年金等に係る税額は、公的年金から特別徴収により徴収するものとする」と定められており、本人の意思により納付方法を変更することはできません。

Q6 1～2期は普通徴収ですが、10月からは年金天引き（特別徴収）になっています。なぜ納付方法が分かれてしまうのですか。

A6 A5の要件を満たし、新たに年金天引きが開始される方の場合、その年の1～2期は普通徴収、10月以降は年金天引きとなります。前年度から年金天引きが継続になっている場合のみ4～8月の天引きが可能です。新たに年金天引きが開始になる年は納付方法が分かれますのでご了承ください。

Q7 納付書が複数枚入っていましたが、どのように払うのですか。

A7 全期前納分納付書（年税額／1枚）と各期分納付書（1～4期分／4枚）の計5枚が入っている場合、いずれかご都合の良い納付書にてお納めください。納付可能な金融機関は納付書裏面に記載しています。